(下線は改正部分)

改正後	改正前
健発 1201 第 2 号	健発 1201 第 2 号
平成 29 年 12 月 1 日	平成 29 年 12 月 1 日
<u>一部改正</u> 平成 30 年 5 月 9 日	最終改正
一部改正 令和7年11月27日	<u>健発 0509 第 4 号</u>
	平成 30 年 5 月 9 日

1 趣旨

本指針では、がんその他の特定の疾病(以下「がん等」という。)において適切に緩和ケアが提供されるよう、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会(以下「緩和ケア研修会」という。)に関する事項を定めることにより、がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術・態度を修得することで、緩和ケアを必要とする患者らに適切に緩和ケアが提供できるようになることを目的とする。

1 趣旨

平成28年12月にがん対策基本法(平成18年法律第98号)が改正され、新たに同法第15条において、緩和ケアについて、「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。」と定義された。また、同条においては、「医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずる」こととされた。更に、同法第17条においては、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することのために必要な施策を講ずる」ことが規定された。

<u>こうしたことから、</u>本指針では、がんその他の特定の疾病(以下「がん等」という。)において適切に緩和ケアが提供されるよう、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会(以下「緩和ケア研修会」という。)に関する事項を定めることにより、<u>緩和ケア研修会の質を確保し、</u>がん等の診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識や技術、態度を修得することを目的とする。

改正後 改正前 (略) (略) 3 実施主体 3 実施主体 (1) (略) (1) (略) (2) 集合研修 (2)集合研修 ① 定期的開催を行う実施主体 ① 定期的開催を行う実施主体 (i)都道府県がん診療連携拠点病院 (i) がん診療連携拠点病院 (ii) 地域がん診療連携拠点病院 (ii) 特定領域がん診療連携拠点病院 (iii) 特定領域がん診療連携拠点病院 ② (略) ② (略) (略) 4 (略) 緩和ケア研修会の開催指針 5 緩和ケア研修会の開催指針 (1)緩和ケア研修会を行う上で設置する者について (1)緩和ケア研修会を行う上で設置する者について

- (略)
- ② 集合研修については次に掲げる者を設置すること。
 - (i)(略)
 - (ii) 集合研修企画責任者

集合研修企画責任者とは、医師・歯科医師に加えて、その他 の医療従事者の参加にも配慮し、集合研修の企画、運営、進行 及び講義等を行う責任者のことをいい、1名以上設置するこ と。

(略)

集合研修企画責任者は、がん体験者やその家族の体験談を研修 会に取り入れる、研修会企画時に意見を求めるなど、医療者か らの視点のみに偏った研修とならないよう配慮する。また、集 合研修企画責任者は、集合研修の参加者が e-learning を実施し

- ② 集合研修については次に掲げる者を設置すること。
 - (i)(略)
 - (ii) 集合研修企画責任者

集合研修企画責任者とは、医師、歯科医師に加えて、その他 の医療従事者の参加にも配慮し、集合研修の企画、運営、進行 及び講義等を行う責任者のことをいい、1名以上設置するこ と。

(略)

集合研修企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族 の意向を十分に反映させ、地域のニーズを研修会の運用に役立 てることとする。また、集合研修企画責任者は、集合研修の参 加者が e-learning を実施した際の内容等を集合研修の企画にお

た際の内容等を集合研修の企画における参考にすることが望ま しい。ただし、別添1の標準プログラムの変更を行ってはなら ない。

(ⅲ) (略)

(iv) 集合研修事務担当者

集合研修事務担当者とは、緩和ケア研修会の事務を担当し、e-learning 修了者の把握や確認、集合研修の募集、e-learningシステムへの出入力、国や都道府県との緩和ケア研修会に関する事務を行う。

- (2)緩和ケア研修会のプログラムについて
- ① (略)
- ② 緩和ケア研修会の形式・要件
 - (i) (略)
 - (ii) 集合研修については、次に掲げる形式・要件を満たすこと。

ア (略)

- イ グループ演習は4名以上10名以下、ロールプレイングによる演習は2名以上4名以下のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。なお、グループ編成するに当たっては、多職種が含まれるよう配慮すること。また、グループ演習は1グループ当たり1名以上、ロールプレイングによる演習は2グループ当たり1名以上の集合研修協力者がそのグループを担当すること。
- ③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容を含むこと。 なお、各項目において診断された時から人生の最終段階に至るま での多様な患者・家族等の状況を想定すること。 改正前

ける参考にすることが望ましい。ただし、別添1の標準プログラムの変更を行ってはならない。

(iii)(略)

(iv) 集合研修事務担当者

集合研修事務担当者とは、緩和ケア研修会の事務を担当し、e-learning修了者の把握や確認、集合研修の募集、e-learningシステムへの出入力、国や都道府県との緩和ケア研修会に関する事務を行う。ただし、(ii)の集合研修企画責任者が兼務しても差し支えはない。

- (2)緩和ケア研修会のプログラムについて
- ① (略)
- ② 緩和ケア研修会の形式・要件
 - (i) (略)
 - (ii) 集合研修については、次に掲げる形式・要件を満たすこと。

ア (略)

- イ グループ演習は4名以上10名以下、ロールプレイングによる演習は2名以上4名以下のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。また、グループ演習は1グループ当たり1名以上、ロールプレイによる演習は2グループ当たり1名以上の集合研修協力者がそのグループを担当すること。
- ③ 緩和ケア研修会の内容
 - (i)緩和ケア研修会は、次に掲げる内容を含むこと。 なお、各項目において診断された時から人生の最終段階に至る までの多様な患者・家族の状況を想定すること。

ア (略)

- イ 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び 専門的な緩和ケア(<u>緩和的放射線や神経ブロック等)</u>へのつ なぎ方
- ウ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法※を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種の役割、緩和的放射線や神経ブロック等の薬物療法以外の疼痛治療法に関する内容を含む。)(※) WHO guidelines for the pharmacological and radiotherapeutic management of cancer pain in adults and adolescents. Geneva: World Health Organization; 2018

エ~コ (略)

- サ がん以外に対する緩和ケア
- <u>シ</u> <u>がん</u>疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対す る緩和ケア
- <u>ス</u> 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和 ケア
- <u>セ</u> 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和<u>に関す</u> る基礎知識
- ソ 社会的苦痛に対する緩和ケア
- 6 緩和ケア研修会の修了証書
 - (1) e-learning 修了証書の交付について

e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式

1) に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示

改正前

ア (略)

- イ 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び 専門的な緩和ケアへのつなぎ方
- ウ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法※を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種の役割、緩和的放射線や神経ブロック等の薬物療法以外の疼痛治療法に関する内容を含む。)(※) World Health Organization. Cancerpain relief 2nd ed. 1996

エ~コ (略)

- (ii) また、次に掲げる内容を受講者の選択により、学ぶことが できるものとすること。
- ア がん以外に対する緩和ケア
- <u>イ</u> 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩 和ケア
- <u>ウ</u> 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和 ケア
- 工 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和
- オ 社会的苦痛に対する緩和ケア
- 6 緩和ケア研修会の修了証書
 - (1) e-learning 修了証書の交付について

e-learning 管理責任者は、e-learning 修了者に対して、(様式

1) に準拠した e-learning 修了証書を当該修了者の画面上に表示

させること。当該修了者は、これを<u>出力</u>することで修了<u>証書</u>の交付を受けること。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>当該受講者の</u> e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であること、当該受講者に必要な履修科目を履修していることを確認しなければならない(医師・歯科医師の受講者については、医籍番号を確認し、医師免許を取得後に e-learningを受講していることも併せて確認すること)。

(2)修了証書の交付について

集合研修主催責任者は、緩和ケア研修会(e-learning及び集合研修の双方)を修了したがん等の診療に携わる医師・歯科医師、及びこれらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者に対して、(様式2)に準拠した修了証書を交付すること。

- (3)修了証書の発行手順等について
- ① (略)
- ② 都道府県がん対策担当課は、確認依頼書及び関係書類から当該 集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠している と認める場合には、集合研修の1か月前までに関係書類を厚生 労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課(以下「厚生労働省 がん・疾病対策課」という。)まで提出すること。
- ③ 厚生労働省がん・疾病対策課は、当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであることを確認した場合には、その旨を当該都道府県がん対策担当課に連絡すること。また、連絡を受けた都道府県がん対策担当課は、その旨を当該集合研修主催責任者へ連絡すること。集合研修事務担当者は、都道府

させる。当該修了者は、これを<u>印刷</u>することで修了の交付を受ける。集合研修の受講希望者は、集合研修の申し込みの際は、e-learning 修了証書又は e-learning 修了証書の ID 等を集合研修事務担当者へ送付しなければならない。また、集合研修事務担当者は、<u>送付された</u>e-learning 修了証書の交付日が集合研修の予定日から2年以内であることを確認しなければならない。

(2)修了証書の交付について

厚生労働省健康局長は、緩和ケア研修会(e-learning及び集合研修の双方)を修了した者に対して、(様式2)に準拠した修了証書を交付すること。

- (3) 修了証書の発行手順等について
- ① (略)
- ② 都道府県がん対策担当課は、確認依頼書及び関係書類から当該 集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠している と認める場合には、集合研修の1か月前までに関係書類を厚生 労働省健康局がん・疾病対策課(以下「厚生労働省がん・疾病 対策課」という。)まで提出すること。
- ③ 厚生労働省がん・疾病対策課は、当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであることを確認した場合には、その旨を当該都道府県がん対策担当課に連絡すること。

改正前

県がん対策課からの連絡受領後、速やかに受講者の登録を行うこと。

- ④ (削除)
- ④ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成し、都道府県がん対策担当課を経由して、厚生労働省がん・疾病対策課まで提出をすること。厚生労働省がん・疾病対策課は、提出された書類を確認し、当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠して実施されたと認める場合には、都道府県がん対策担当課を経由して、集合研修主催責任者にその旨を通知すること。通知を受けた集合研修主催責任者は、集合研修修了者に対して、(様式2)に準拠した緩和ケア研修会修了証書を当該修了者の画面上に表示させること。当該修了者は、これを出力することで修了証書の交付を受けること。

7 その他

(1)緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん緩和ケアの推進に資する事業を活用して、3 (2)①及び(2)②(ii)に該当する施設が実施主体の集合研修の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の集合研修を支援することにより、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケア研修会への参加機会の確保に努めること。

また、当該都道府県内で開催される緩和ケア研修会について、 広報等により、がん等の診療に携わる医師・歯科医師等(特に<u>3</u> (2)①及び3(2)②(ii)に該当する施設の医師・歯科医師等、当該病院と連携する医療機関等の医師・歯科医師等及び緩和 ケア病棟を有する病院の医師・歯科医師等)に広く周知されるよ

- ④ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、集合研修の修了の登録等をe-learningシステムに入力すること。
- ⑤ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成すること。また、(様式2)に準拠した修了証書に、参加者の氏名、集合研修の名称等を記載し、集合研修主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課から、厚生労働省がん・疾病対策課まで提出をすること。厚生労働省がん・疾病対策課は、提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で集合研修主催責任者に返却すること。

7 その他

(1)緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、都道府県健康対策推進事業実施要綱に基づくがん緩和ケアの推進に資する事業を活用して、<u>がん診療連携拠点病院</u>が実施主体の集合研修の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の集合研修を支援することにより、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケア研修会への参加機会の確保に努めること。

また、当該都道府県内で開催される緩和ケア研修会について、 広報等により、がん等の診療に携わる医師・歯科医師等(特に<u>が</u> <u>ん診療連携拠点病院・特定領域がん診療連携拠点病院・地域がん</u> <u>診療病院</u>の医師・歯科医師等、当該病院と連携する医療機関等の 医師・歯科医師等及び緩和ケア病棟を有する病院の医師・歯科医 師等)に広く周知されるように努めなければならない。

改正前

うに努めなければならない。

(2)緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、集合研修企画責任者又は集合研修協力者の候補者リストを作成し、3 (2) に定める実施主体等に情報提供を行うこと。
- ② 都道府県は、集合研修企画責任者を育成するため、厚生労働省委託事業である「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会」又は「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」に、3(2) ①及び3(2)②(ii)に該当する施設において緩和ケアに携わる医師・歯科医師が参加できるよう努めること。

(3) 実績報告

都道府県がん対策担当課は、厚生労働省がん・疾病対策課の求めがあった際は、当該都道府県において開催された<u>3(2)に定める実施主体</u>が実施した集合研修の修了者数その他の実績を厚生労働省がん・疾病対策課に報告しなければならない。

(4)緩和ケアに関する学習の継続

緩和ケア研修会を修了したがん等の診療に携わる医師・歯科医師、及びこれらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を e-learning を利用するなどして継続的に修得していくよう努めることが望ましい。

(2)緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、集合研修企画責任者又は集合研修協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供を行うこと。
- ② 都道府県は、集合研修企画責任者を育成するため、厚生労働省委託事業である「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会」又は「精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」に、<u>がん診療連携拠点病院等</u>において緩和ケアに携わる医師・歯科医師が参加できるよう努めること。

(3) 実績報告

都道府県がん対策担当課は、厚生労働省がん・疾病対策課の求めがあった際は、当該都道府県において開催された<u>都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体</u>が実施した集合研修の修了者数その他の実績を厚生労働省がん・疾病対策課に報告しなければならない。

(4)緩和ケアに関する学習の継続

緩和ケア研修会を修了した医療従事者は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識をe-learningを利用するなどして継続的に修得していくよう努めることが望ましい。

る。

(1) e-learningについて

e-learningを実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含む こととする。なお、各項目において診断された時から人生の最終段 階に至るまでの多様な患者・家族等の状況を想定すること。医師・ 歯科医師は全ての科目を受講することとし、その他医療従事者につ いては、①~⑩は必修、⑪~⑮については、このうち2科目以上を 受講すること。

<科目>

- ① (略)
- ② 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専 門的な緩和ケア(緩和的放射線や神経ブロック等)へのつなぎ 方
- ③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基 本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメ ント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、医療用麻 薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬 の提供における多職種の役割、緩和的放射線や神経ブロック等 の薬物療法以外の疼痛治療法に関する内容を含む。)

$(4) \sim (10)$ (略)

- Ⅲ がん以外に対する緩和ケア
- ② がん疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する 緩和ケア

改正前

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定めるとおりとす | 緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定めるとおりとす | 緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定めるとおりとす る。

(1) e-learningについて

e-learningを実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含む こととする。なお、各項目において診断された時から人生の最終 段階に至るまでの多様な患者・家族の状況を想定すること。必修 科目に関しては、受講者全員が受けることとし、選択科目に関し ては、受講者の学習ニーズに応じて選択可能とする。

(i) 必修科目

- ① (略)
- ② 苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専 門的な緩和ケアへのつなぎ方
- ③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を 基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジ メント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、多様化 する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説 明、医療用麻薬の提供における多職種の役割、緩和的放射線や 神経ブロック等の薬物療法以外の疼痛治療法に関する内容を含 ts.)

4 ~ 10 (略)

- (ii) 選択科目(選択科目のうち、2項目以上を学習すること。)
- ① がん以外に対する緩和ケア
- ② 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和 ケア

改正後	改正前
<u>③</u> 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア	③ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
④ 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和に関する 基礎知識	④ 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和
⑤ 社会的苦痛に対する緩和ケア	⑤ 社会的苦痛に対する緩和ケア
(2)集合研修について 集合研修は、 <u>がん等の診療に携わる医師・歯科医師、及びこれらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者が、</u> e-learning修了後2年以内に受講することができる。集合研修を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含まなければならない。また、研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に <u>行われ多職種が参加できる</u> ように配慮するこ	る。集合研修を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含まなければならない。また、研修の順序については問わないが、2日以内に実施し、研修が効果的に <u>行われる</u> ように配慮するこ
と。 ①~②(略) ③ ロールプレイングによる演習:90分以上 がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション(患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定支援を含む。) ④(略)	 ①~②(略) ③ ロールプレイングによる演習:90分以上 ア がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション(患者への悪い知らせの伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者の治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定支援を含む。) ④(略)
様式1 e-learning 修了証書 (略) 年 月 日 (略)	様式 1 e-learning 修了証書 (略) <u>西暦</u> 年 月 日 (略)

改正後	改正前
※緩和ケア研修会(集合研修)受講期限は、本修了証書交付日から2	※本修了証書は、緩和ケア研修会(e-learning)の交付日から2年間
年間となります。	有効です。
様式 2	様式 2
(略)	(略)
修了証書	修了証書
(参加者の氏名)	(参加者の氏名)
_(e-learningの登録ID)	
e-learning修了日: 年 月 日	
(略)	(略)
年 月 日	西暦 年 月 日
(主催者名) (削除)	(主催者名) <u>印</u>
(集合研修の名称) 主催者殿	(集合研修の名称) 主催者殿
	本研修は「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開
催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通	
知の別添)に準拠したものであると認めます。	通知の別添)に準拠したもので <u>あり、緩和ケア研修会を修了したもの</u>
	<u>で</u> あると認めます。
年 月 日	 西暦 年 月 日
厚生労働省健康・生活衛生局長	
(公印省略)	印
	''
様式3	様式 3
年 月 日	<u>西暦</u> 年 月 日
厚生労働省健康 <u>•生活衛生</u> 局長 殿	厚生労働省健康局長 殿
(主催者名)	(主催者名)

改正後	改正前
確認依賴書	確認依賴書
(略)	(略)
記	記
1 • 2 (略)	1 ・ 2 (略)
3 開催日及び開催地	3 開催日及び開催地
(1)開催日: 年 月 日	(1)開催日: <u>西暦</u> 年 月 日
(略)	(略)
様式4 (略)	様式4 (略)
	様式 5
集合研修進行表	集合研修進行表
(略)	(略)
2) 「がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション」(開催指針の項目番号(2)③の演習については、精神腫瘍学指導者研修会修了者及びがん告知に関する経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。	項目番号 (2) ③ <u>ア)</u> の演習については、精神腫瘍学指導者研修会修
(略)	(略)
年 月 日	様式 6 <u>西暦</u> 年 月 日 厚生労働省健康局長 殿 (主催者名)
修了報告書	修了報告書
下記の <u>者</u> について、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア	下記の <u>医師</u> について、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和

改正後	改正前
研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠した緩和ケア研修会(集合研修)を修了したことを報告します。 1・2(略) 3 開催日及び開催地 (1)開催日: 年 月 日 4(略) 5 集合研修の修了者 (1)修了者の人数: 名 (医師・歯科医師 名、医師・歯科医師以外の職種 名) (2) (略) 6 事前申請した様式3・4・5についての内容変更の有無:	ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号
様式 7	様式 7 集合研修修了者名簿 (略) 開催日 : <u>西暦</u> 年 月 日 (略)